

義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大

義務付け・枠付けの見直しの趣旨・経緯

○地域主権改革を進めるためには、これまで国が一律に決定し自治体に義務付けてきた基準、施策等を、自治体が条例の制定等により自ら決定し、実施するよう改めることが必要

○義務付け・枠付けについては、地方分権改革推進委員会の勧告、「地方分権改革推進計画」(H21.12.15)、「地域主権戦略大綱」(H22.6.22)を踏まえ、「施設・公物設置管理の基準」等について、第1次一括法・第2次一括法等により、これまで2次の見直しを実施してきたところ

第1次一括法(H23.4.28)成立

・公営住宅の整備基準及び収入基準の条例委任等41法律の改正

第2次一括法(H23.8.26)成立

・図書館運営審議会の委員の任命基準等160法律の改正(その他基礎自治体への権限移譲関係47法律の改正)

第3次一括法案(H24.3.9)国会提出

・地域包括支援センターの基準、消防長及び消防署長の資格の条例委任等69法律の改正

施行期日

・第1次・第2次一括法とともに地方自治体の条例等が必要なものH24.4.1。ただしH25.3.31まで経過措置あり

義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大

条例制定権の拡大の意義・効果

- 地方議会での地域特性に応じた特色ある条例の制定を通じて、
 - ・地域特有の問題(子育て支援、地域活性化、雇用失業対策等)の解決
 - ・きめ細やかな住民サービスの提供
 - ・効率的な予算執行(公営住宅等の有効活用、的確な道路整備等)
 - ・自治体の政策法務力の向上
 - ・地方議会の審議の活性化
- ※ 残された義務付け・枠付けナについても引き続き見直しを行っていく
[義務付け・枠付けの更なる見直しについて(H23.11.29)閣議決定]